

並松地区堤防景観検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「並松地区堤防景観検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 検討会は、由良川水系河川整備計画に基づく並松地区における景観に配慮した堤防整備の詳細検討に際し、河川工学や景観、利用等さまざまな視点から意見を頂くことを目的に国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長（以下、「所長」という。）が設置する。

(組織等)

第3条 検討会の委員は所長が委嘱し、別紙1のとおりとする。

2. 委員の任期は承諾の日から令和3年3月31日までとし、再任は妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて補充を行うものとする。
4. 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聴くことができる。

(情報公開)

第4条 検討会の会議、会議資料、議事録については、原則として公開とする。その公開方針は別紙2「並松地区堤防景観検討会 情報公開方針」によるものとする。

(会議)

第5条 検討会には座長をおくこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 座長は、検討会の議事を進行する。
3. 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 検討会の招集・開催は、所長が行う。
5. 座会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
6. 委員の代理出席は、原則として認めない。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会で知り得た内容等の秘密を外に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会においてこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成31年2月4日から施行する。

この規約は、令和2年11月 日改正。

並松地区堤防景観検討会
出席者名簿

氏名	専門
明石工業高等専門学校 教授 かんだ けいいち 神田 佳一	河川工学
京都市立芸術大学 教授 ふじもと ひでこ 藤本 英子	景観・まちづくり
並松地区代表 しかた げんたろう 四方 源太郎	風土・文化
並松地区代表 いちせ かつすけ 一瀬 勝右	風土・文化
味方地区代表 しかた さとる 四方 諭	風土・文化
味方地区代表 しが まさのり 志賀 正則	風土・文化
綾部市副市長 やまざき せいご 山崎 清吾	地方自治体
中丹東土木事務所長 はった なおや 八田 直哉	道路管理者

(順不同)

事務局名簿

氏 名	所 属
やの のりひろ 矢野 則弘	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 所長
きたかた やすのり 北方 泰憲	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 副所長
まつもと こういちろう 松本 光一郎	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 調査課 課長

並松地区堤防景観検討会 情報公開方針

並松地区堤防景観検討会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については検討会で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限しないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・傍聴者は発言できないことを原則とし、「ご意見記入シート」で意見を述べるができるものとする。
- ・議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、座長及び事務局において厳正に対応する。

(2) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事録は、福知山河川国道事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする。
- ・議事録については委員名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討会開催後、委員に確認を行い、確認完了後に公表を行う。

(3) その他

- ・カメラ撮りは冒頭部分のみ可能とする。